

(様式3)

措置報告書

松建第 770号
令和7年9月19日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

松阪建設事務所長

令和7年9月3日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	二級河川 大堀川河川整備計画
通知事項	措置内容
○景観について 大堀川は伊勢市と明和町の境を流れるため、右岸側（伊勢市）と左岸側（明和町）で適用される景観計画が異なります。 ・伊勢市側で行う事業については伊勢市と協議してください。 ・三重県景観づくり条例が適用される明和町側について、建築物（水門の操作室）や工作物を新たに設ける場合は、周囲の景観に馴染む様に、色彩や規模が景観類型に適合した内容としてください。	景観法に該当する工事が発生した場合には、伊勢市側・明和町側で適切に協議を行います。
○その他 計画区域の一部が急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されています。 ・急傾斜地崩壊危険区域内において制限行為（盛土切土等）を実施する場合は、急傾斜地法関係法令に係る手続きを行ってください。 ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域において、施工を行う場合は、土砂災害防止法について留意のうえ、必要に応じて施工後における同法に係る区域の見直しについて関係部署と協議してください。	急傾斜地法及び土砂災害防止法に該当する工事が発生した場合には、適切に手続き及び協議を行います。

事務担当 : 松阪建設事務所 事業推進室 流域課